

I. 平成 30 年度事業の概況

平成 30 年度は、医療施設等計 390 施設等において各種の事業を行ったほか、新たに施設及び設備の整備を行った。その概況は下記のとおりである。

記

1. 医療施設等の事業

- (1) 医療事業については、82 病院と 17 診療所の計 99 施設において、入院患者延約 679 万人、外来患者延約 998 万人の診療を行った。本業をしめるサービス活動においては、約 30 億円の改善が図られ、支部等から多額の繰入金（特別収益）もあり、当期活動増減差額は約 15 億円の黒字を達成した。

○収 益

入院診療収益については、2 病院の増加により、入院延患者数が約 2 万人増加、診療単価の増加も図られ、前年比 2%の増加であった。一方、外来診療収益は、患者数が約 9 万人減少したものの、外来化学療法の数増加等により診療単価が増加し、前年比 1.2%の増加であった。

○費 用

診療報酬改定に伴う施設基準取得及び医療の質向上を目的として、医療従事者の増員を行った結果、人件費が前年比で 1.9%の増加であった。また、事務費（業務委託費）、減価償却費（建物・付属設備）がそれぞれ増加であった。

- (2) 社会福祉法第 2 条第 3 項の生計困難者のための無料低額診療事業及び無料低額利用事業（以下「無低事業」という。）については、病院、診療所及び介護老人保健施設を合わせて、適用者数は延約 215 万人であった。

① 無低事業に関する対応

○平成 30 年度は、11 支部 15 病院を対象とし、いずれも、監査実施取扱要領第 2 条第 1 項（1）に定める項目について、済生会業務監査チェックリスト（第 6 版）に基づき内部監査・実地調査を実施した。

○無低事業の一層の推進と生活困窮者支援事業として「第二次なでしこプラン」に積極的に取り組み、ホームレスや刑余者等の約 18 万人を対象に、訪問診療、健康診断等の支援を行った。

② 無低事業実施率

○本部は、全病院と全診療所を対象に、月次による無低取扱患者数、減免金額の報告を求め、無低事業実施状況の把握に努めた。

○平成 30 年度の実施率は、12.30%であった。（平成 29 年度 12.09%）

2. 公衆衛生・保健予防活動

- 院外検診は、延 678 回で、受診者は延約 5.5 万人であった。
- 院内検診、予防接種及び人間ドックの受診者は延約 91 万人であった。
- 健康教室等は、延 5,178 回実施した。
- 巡回診療船「済生丸」により、延約 7.5 千人の巡回診療、保健予防活動を行った。

3. 介護老人保健施設の事業

30 施設（入所定員 2,302 人、通所リハビリテーション定員 993 人）において、入所者は延約 77 万人（短期入所療養介護を含む）、通所リハビリテーション利用者は延約 20 万人であった。

4. 社会福祉施設の事業

第 1 種及び第 2 種社会福祉事業の実施状況は以下のとおりであった。

- （1）特別養護老人ホームをはじめとする 157 施設（入所定員 6,158 人、通所定員 2,286 人）にて活動した。入所者延数は約 200 万人、通所者延数は約 53 万人であった。
- （2）障害福祉サービス事業をはじめとする 263 事業を実施し、実施延数は約 93 万人であった。

5. 公益事業

- 指定訪問看護ステーションは、58 施設で活動した。地域における在宅看護のニーズの高まりとともに、利用者延数は約 44 万人で、前年度に比べ約 2 万人の増加であった。

6. 収益事業

- 9 事業で収益事業を実施し、サービス活動による収益は約 7 億円であった。

7. 施設整備事業

- 建築関係の整備費は約 157 億円であり、主なものは以下のとおりである。
 - ・山形県済生会（山形県）のフローラさいせい跡建物改修工事（約 8 億円）
 - ・栃木県済生会宇都宮病院（栃木県）の本館改修工事（約 21 億円）
 - ・三条特別養護老人ホーム長和園（新潟県）の移転新築工事（約 18 億円）
 - ・岡山済生会外来センター病院（岡山県）の管理棟新築・病院化改修工事（約 7 億円）
 - ・済生会豊浦病院（山口県）の移転新築工事（約 57 億円）
- 土地関係の整備費は約 5 億円であり、主なものは以下のとおりである。
 - ・山形済生病院（山形県）の駐車場用地（約 2 億円）
 - ・熊本病院（熊本県）の駐車場用地（約 3 億円）
- 設備備品等の整備費は約 237 億円であった。

8 内部管理体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制(社会福祉法第45条の13第4項第5号)として、本会全体で、「内部管理体制の基本方針」(平成29年6月2日理事会議決)に基づき、内部管理体制を運用した。

さらに、各支部(40支部)において、支部理事会でそれぞれ議決した「都道府県支部内部管理体制の基本方針」に基づき、経営に関する管理体制等を整備・運用した。これらについては、支部内で支部監事監査を実施するとともに、独立した会計監査人監査及び本部としての定期的な内部監査を実施し、モニタリング・報告を行った。